

## 秘密保持約款

「高松市仮想基盤システム調達業務」に関する提案公募のために、高松市（以下「本市」という。）が相手方に開示する情報の取扱いについて、次のとおり約款を定める。

### （適用範囲）

第1条 本約款は、本市から相手方に開示する提案公募等に関する情報のうち、秘密に属するものの取扱いについて適用する。

### （定義）

第2条 本約款における秘密情報とは媒体の形式を問わず、本市が相手方に対し開示した一切の情報をいう。ただし、以下の各号に該当する場合にはその限りではない。

- （1） 相手方が開示を受ける前より既に保有していた情報
- （2） 正当な手段により、第三者から受けた情報
- （3） 公に公表されており、一般に入手可能な情報
- （4） 本市が事前に書面により公表を承認した情報
- （5） 開示を受けた相手方が独自の方法により開発した情報

### （秘密情報の取扱い）

第3条 相手方は、秘密情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

### （使用目的）

第4条 相手方は、秘密情報を本提案公募の目的としてのみ使用する。

### （複製・複写）

第5条 相手方は、本提案公募に必要な場合を除き、本市が開示した秘密の複製、複写、改変、引用、参照又は写真撮影等他の媒体への記録をしてはならない。ただし、事前に本市の承認を得た場合は、この限りでない。

### （権利義務の譲渡の禁止）

第6条 相手方は、本市の書面による同意を得ずに、本市から提供された秘密情報を第三者（再委託する場合における再委託者を含む）に提供し、又はその内容を知らせてはならない。

### （秘密情報の安全確保）

第7条 相手方は、本市から提供された秘密情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(監督)

第8条 相手方は、その従業員（相手方の組織内にあつて、直接的、間接的を問わず、相手方の指揮監督を受けてその業務に従事する者をいう。）に、本市から提供された秘密情報を取り扱わせるに当たっては、秘密情報の安全管理を図るために、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(提案公募終了時の措置)

第9条 相手方は、本市から提供された秘密情報を、使用目的が終了したとき、又は提案公募が終了したときは、速やかに本市に返還し、また複製等については廃棄しなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(存続条項)

第10条 本約款は、秘密情報の返還又は廃棄後であっても、なおその効力を有するものとする。

(検査)

第11条 本市は、本約款に定める相手方の義務の履行を確認するため、必要な範囲で相手方の事業所等関係箇所の検査を行うことができる。

(違反時の措置)

第12条 本市は、相手方が本約款に定める義務に違反したと認められる場合には、違反の是正を求めることができる。この場合において、相手方は速やかに是正のため措置をとるものとし、是正後の状況について、本市による検査を受けなければならない。

2 相手方による本約款の義務違反が、提案公募等の後、契約相手方として選定した契約において判明したときは、本市は、前項に定める是正措置の要求に加えて、本約款の義務違反として、選定結果の取消し、又は契約の一部若しくは全部を解除することができる。解除後の措置については、当該契約に定めるところに従う。

(事故発生時の措置)

第13条 相手方は、秘密の漏洩、滅失、き損、又はその他の事故が発生し、又はこれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を、速やかに、本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14条 前条の事故が、相手方による本約款の義務違反のため生じたものであるときは、相手方は損害賠償の責を負う。

(協議事項)

第15条 本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、本市と相手方の協議により、解決するものとする。

(合意管轄)

第16条 本約款に関し、訴訟の必要が生じた場合には、本市の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

以上